

## 元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業務受託者選定募集要項

この要項は、京都市元離宮二条城事務所における受託者及び協定の相手方の特定手続きに係る要綱第2条第2項に基づき、元離宮二条城入城等に係る電子チケット販売業者を選定するに当たり、その企画提案を広く募集するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務内容等

仕様書のとおり

### 2 履行期間

仕様書のとおり

### 3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者（提出書類は、「5 提出資料」(6)参照）

(1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、公募開始から契約の日の前日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていない者

(2) (1)に該当しない者については、次に掲げる各事項に該当していない者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

オ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

カ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

キ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

ク 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

ケ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### 4 応募方法

(1) 参加表明書の提出

参加表明書（様式1）を持参又は郵送（簡易書留）により、「11 問合せ及び提出先」へ提出すること。

(2) 資料の提出

「5 提出資料」に記載の資料を持参又は郵送（簡易書留）により、「11 問合せ及び提出先」へ提出すること。

(3) 提出期限

ア 参加表明書（様式1）

令和元年12月4日（水）午後4時

イ 提出資料

令和元年12月11日（水）午後4時

\*郵送の場合は必着とする。

(4) 留意事項

ア 本件応募に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

イ 公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 提出された全ての書類等は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合以外は認めない。提出された書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 5 提出資料

以下の(1)~(5)（様式自由）は各7部、(6)は1部提出すること。

(1) 業務内容に関する提案書

ア 販売サイトの概要等

現在の契約施設数や取扱チケット数、販売サイトの周知に関する取組等を記載すること。

イ 販売方法等

販売画面や画面遷移イメージ、発券方法及びQRコード券面イメージ画像等を提出すること。

ウ 販売情報の連携方法

販売情報と入城システムとの連携に要する時間及び連携に係る販売事業者側のシステムについて分かりやすく記載すること。

エ 販売チケットの取扱い

販売可能な券種数、複数施設への入場に係るチケット発券方法等を記載すること。

オ チケット情報の更新

販売券種や料金等の変更を依頼した際に、更新作業に要するスケジュール等を記載すること。

カ 販売データの提供

販売実績及び購買層等のデータについて、提供できるデータの内容や集計頻度及び提供までのスケジュールを記載すること。

キ サポート体制等

導入前後のサポート体制及び緊急時の連絡体制について記載すること。

ク 販路

国内及び海外向けの販路について記載すること。海外向けの販路について、海外OTAと連携している場合は、すべての海外OTAを記載すること。また、国内及び海外向けのそれぞれについて、販売実績を記載すること。

ケ セキュリティ対策

QRコードを表示するブラウザの暗号化や販売サイトの情報セキュリティに対する考え方及び対策を記載すること。

コ 個人情報保護の取扱い

個人情報に対する考え方及び取扱いについて記載すること。なお、プライバシーマークを取得している場合は、その旨も記載すること。

サ 導入までのスケジュール

契約後から導入までのスケジュールについて記載すること。

シ 販売手数料率

販売手数料率（税抜）及び導入費用（税抜）を記載すること。

ス その他独自サービスの提案

(2) 決済処理を行うクレジットカード会社等に関する情報

決済処理を行うクレジットカード会社等に関して、以下の内容を記載すること。

ア 会社概要

イ 使用できるクレジットカードブランド

ウ 入金サイクル

エ その他特記すべき事項

(3) 販売実績

集客施設等に係る電子チケットの契約実績（来場者の多い契約施設を10社程度）を記載すること。

(4) 見積書

販売手数料率（税抜）及び導入費用（税抜）を記載した見積書を添付すること。様式は任意とし、宛先は「京都市長」とする。

(5) 会社概要

概要が分かる資料（様式2）、パンフレット、チラシ等を提出すること。

(6) 各種証明書（上記3(2)に該当する者に限る。）

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

イ 3(2)カ、キに係る納税証明書（キについては、京都市内に事業所等が所在する場合又は、固定資産を所有する場合）

ウ 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合）

エ 誓約書（様式3）

オ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）

## 6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式5）を作成のうえ、持参、郵送又はFAXにより、「11 問合せ

及び提出先」へ提出すること。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認を行うこと。

(2) 受付締切

令和元年11月27日（水）午後4時

※ 受付期間経過後は、いかなる理由であっても受け付けない。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和元年11月29日（金）までに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページに掲載する。

## 7 ヒアリング

応募事業者に対して、以下のとおりヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和元年12月17日（火） 実施予定

実施に際しては、別途時間を決定し、応募事業者に連絡する。

(2) 場所

大休憩所北側 レクチャールーム（予定）

(3) その他

ヒアリングにかかる費用は、応募事業者の負担とする。

## 8 審査方法

(1) 評価基準等

以下の評価項目について、提出書類及びヒアリングに基づいて評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

なお、評価点は60点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

評価項目	評価内容	評価方法
QRコード情報の連携	・入城管理システムとQRコード情報が即時に連携ができるか(タイムラグが発生しないか)。	5点～1点 (3段階評価)
電子チケットの販売	・販売サイトで多くのチケットを取り扱っているか。 ・販売サイトでの購入が簡易なシステムであるか。 ・多様なクレジットブランドで支払いが可能か。 ・販売サイトの周知をどのように行っているか。	10点～2点 (5段階評価)

	・トラブル対応等のサポート体制は十分か。	10点～2点 (5段階評価)
	・国内又は海外向けの販路がそれぞれ充実しているか。	10点～2点 (5段階評価)
	・販売可能な券種が多いか。 ・販売可能な券種の増減に対応できるか。	5点～1点 (3段階評価)
	・セキュリティ対策及び個人情報保護対策が十分か。	5点～1点 (3段階評価)
	・独自のサービスや他社より優れたサービス等があるか。	5点～1点 (3段階評価)
手数料率	・導入費用が発生するか。	5点～1点 (3段階評価)
	・低廉な手数料率であるか。 (国内向け・海外向け)	30点～6点 (5段階評価)
データの提供	・提供する販売実績や購買層のデータは確認しやすい内容になっているか。	5点～1点 (3段階評価)
実績	・他の大規模集客施設のチケット販売実績があるか。	5点～1点 (3段階評価)
所在地	・本社が京都市内にあるか。	5点～0点 (2段階評価)
合計		100点満点

(2) 審査委員

審査は、以下の委員が行う。

- 文化市民局 元離宮二条城事務所長
- 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
- 文化市民局 元離宮二条城事務所 副所長
- 文化市民局 元離宮二条城事務所 総務課長

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全応募事業者に郵送により通知するとともに、速やかに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページにおいて、その結果（参加した事業者名及び評価点）を公表する。

(4) 選定後の手続き

選定した受託候補者と仕様等契約内容について協議し、合意した場合は、「委託予定先」として位置付ける。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次いで評価の高かったものを受託候補者とし、協議を行う。

## 9 契約に関する基本的事項

受託事業者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約期間

契約締結は令和2年4月1日に行う。

ただし、本件に係る予算が成立しないときは、選定は無効とする。

この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

(3) 特約事項

提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託事業者の負担とする。

## 10 その他

(1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

(2) 公正で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには一切応じない。

## 11 問合せ及び提出先

京都市元離宮二条城事務所（担当：高守，門田）

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

TEL 075-841-0096

FAX 075-802-6181